

平成30年度
第1回安平町町民自治推進委員会

議 案



町民有志による避難所での食事ボランティアの様子

日 時 平成31年3月29日（金）午後6時30分～

場 所 安平町ぬくもりセンター

1 開 会

2 委員長挨拶 安平町町民自治推進委員会 委員長 竹内 亨

3 議 事

- (1) 町民参画推進条例に基づく町民参画手続の実施状況について
対象期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日
- (2) 安平町まちづくり基本条例「第4章 協働と連携協力」の調査審議について
 - ◇ 前段整理（前回までのおさらい）
 - ◇ 施策説明「コミュニティ復興支援事業について」
 - ◇ 調査審議

4 その他

- (1) 次回会議について（7月までに開催）

5 閉 会

■ 町民参画手続の実施状況 (平成30年度実績)

対象期間: 平成30年4月1日～平成31年3月31日

(1)パブリックコメント		概要	開催期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	概要
No.	事業名称及び担当課							
1	循環バス運行計画(案)の策定 【地域推進課】	安平町地域公共交通網形成計画に基づき、平成31年4月運行開始を目指す新しいバス交通について、町民説明会や地域公共交通会議等を経て意見交換や検討を重ねてきた計画の最終案に対する意見公募を行うもの。	平成30年12月21日～平成31年1月11日	HP、広報 笑顔あひら H30.12月号	町民	10件	HP、広報あひら H31.2、担当窓口での 閲覧	
2	第2次男女共同参画基本計画 (案)の策定 【総務課】	第2次男女共同参画基本計画策定にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	平成31年2月20日～3月13日	HP、広報 笑顔あひら 月号、あひら からチャレンジ メール	町民	0件	HP、広報あひら (H31.4予定)	
3	安平町森林整備計画の変更 【産業経済課】	森林法に基づき平成28年から平成37年度までの森林整備計画のうち、平成31年度以降の内容を見直しを行うもの。	平成31年2月25日～平成31年3月25日	HP 担当課 閲覧 掲示場掲 示	町民	0件	HP、広報笑顔あひら (H31.4.1～ 4.26)	

(2)アンケート調査

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	概要
	なし							

(3)モニター制度

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	公募方法	対象	参加状況	結果の公表状況	概要
1	第2次安平町総合計画 中期基本計画の策定 【政策推進課】	総合計画中期基本計画の策定に向けた意見聴取機会として、子育て世帯の方を対象とした懇談会を実施するもの。	平成30年7月28日 (午前の部、午後の部の2回)	任意抽出 方式案内、 園・学校等、 を通じた案 内送付、広 報、LINE等	町内在住 の子育て 世帯(18歳 以下の子 を持つ世 帯)	21名	町HP等で公表	対象者からモニター参加を募り、ワークショップ方式で当日実施。

(4)町民説明会

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	概要
1	循環バス運行計画原案についての説明会・意見交換会 【地域推進課】	安平町地域公共交通網形成計画に基づき、平成31年4月運行開始を目指すバス交通の運行内容について説明並びに意見交換するもの。	町民説明会・意見交換会 平成30年8月28日、8月31日 団体の要請による原案個別説明 アニス少年団 平成30年9月28日 老連役員会 平成30年11月30日	HP、広報 あひら H30.8月 号、あひら チャレンジ メール お知らせ欄	町民	49名	HP、広報あひら H30.12、担当窓口での 閲覧	その他、町政懇談会でも資料配布及び質疑応答対応

(5) ワークショップ

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	対象	参加状況	結果の公表状況	概要
なし							

(6) 審議会等において意見聴取を行ったもの

No.	事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	審議会第1項の該当・審議内容等	結果の公表状況
1	道の駅あびら D51ステーション指定管理者の候補者選定について【地域推進課】	安平町の建設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(以下「手続条例」)第5条第2項の規定に基づき、第三者意見を聴取するもの。	安平町行政改革推進委員会 平成30年6月6日	6号(その他)に該当。 あびら観光協会の申請内容を項目ごとに説明し、町が応募要項で定めた審査基準に沿って、その妥当性について意見を聴取した。	HP、広報あびらH30.8、告示
2	循環バス運行計画原案についての説明会・意見交換会【地域推進課】	安平町地域公共交通網形成計画に基づき、平成31年4月運行開始を目指すバス交通の運行内容について説明並びに意見を聴取するもの。	安平町地域公共交通会議 平成30年11月22日	5号(住民生活影響)に該当。 運輸局等の行政、交通事業者、住民の代表、学識経験者による委員への原案説明並びに意見交換を行った。公共交通網の運営のバリエーションに考慮すべきとの意見等があった。なお、計画決定の通常の手続として平成31年2月22日に同会議を開催した。	HP、広報あびらH30.12、担当窓口での閲覧
3	安平町森林整備計画の変更【産業経済課】	森林法に基づき平成28年度から平成37年度までの森林整備計画のうち、平成31年度以降の内容を見直すもの。	安平町森林整備計画実行管理推進チーム会議 平成31年3月15日	1号(計画策定)に該当 地域森林計画の変更に準拠し、平成28年4月から策定した計画について、「アカウンタブル」に関する事項の追加等について、推進チーム会議で意見を聴取し「異議なし」の答申が行われた。	HP、窓口鑑賞、告示(広報掲載31.4予定)

(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

No.	事業名称及び担当課	概要	審議会第1項の該当・判断日	実施しなかった理由(条例第6条第2項)
1	安平町税条例等の一部改正(30.6議会提案分)【総務課】	地方税法等の一部を改正する法律等の改正に伴い、個人町民税、町たばこ税、中小企業者の設備投資にかからる固定資産税の軽減などの改正	3号該当(権利・義務) 判断日平成30年5月24日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日：平成30年10月1日他
2	安平町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部改正【教育委員会事務局】	園が定める保育料単価の改定に伴う利用者負担額を定める条例を改正するもの。(額の改正)	5号該当(住民生活影響) 判断日平成30年5月25日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日：平成30年6月1日(平成30年1月1日から適用)
3	安平町導入促進基本計画の策定【産業経済課】	生産性向上特別措置法に基づき、中小企業の生産性向上を促すための計画を策定するもの。	1号該当(計画策定) 判断日平成30年6月14日	第2項第3号(法令の規定)及び第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日：平成30年6月22日

* 条例第6条第2項第3号(緊急に行つ必要があるもの)に該当する案件は0件

前段整理（これまでの振り返り）

- 町民自治推進委員会の役割 ①「町民参画の実施状況のチェック」・・・前ページで実施済み
②「まちづくり基本条例の運用の調査審議」

第2期委員は、まちづくり基本条例「第4章 協働と連携協力」から調査審議。

前々回（平成29年8月1日）

- ・「協働と連携協力」をテーマに関心事や日々思うことについてグループワークを実施。
- ・町内会・自治会の話題が中心となり、「役員の担い手や行事等への参加が不足している」「若者と年配者の間に距離感がある」などの意見があった。
- ・また、町が「協働と連携協力」を推進するための施策「まちづくり事業支援交付金」の制度を設けているものの、「一般の町民には知られていない」との意見があった。

前回（平成30年2月15日）

- ・8月1日の意見等を踏まえ、同じような問題を抱え、問題の打開を図る取組みを行った苫小牧市の事例発表を聞き、「町内会の仕事の見える化（広報活動の強化・役員業務の資料化）」を実施したことにより、役員の仕事の分量把握・分担・理解が得られるようになり、町内会活動への参加を増やす（町内会加入率等の向上）という結果につながったという事例をお聞きした。
- ・事例発表を聞いたうえで、改めて安平町での問題「役員の担い手や行事等への参加が不足している」「若者と年配者の間に距離感がある」の2つを掘り下げる意見交換を実施。すると、「若い人は忙しすぎて、どれだけ仕事量があるか見えないものを引き受けられない」「役員を受けると文句を浴びるイメージで、とても受けられない」という若い世代からの意見や、ある地区では「約40%が高齢者」だという見方もあるが、見方を変えれば60%はまだ若者がいるので、その若者を見つけ参加してもらおう術を考えるという見方もできないかという考え方もあるなど、「町内会・自治会の仕事の見える化」は安平町でも有効な手段の一つであろうという話になった。
- ・その他にも、町内会等が大きいところは「繋がりが弱く参加率が悪い」という悩み、小さいところは「結束力が強いが人数が少ないのでやれることに限りがあり存続すら危うい」というそれぞれの悩みがあり、町内会等の枠組みの再編などのコミュニティ組織の活性化・再生に一手が必要だという話で終わっていた。

今回の会議では、

- ①前々回の会議で知られていないとご意見があった「まちづくり事業支援交付金」の紹介
- ②「コミュニティ組織の活性化・再生」「震災復興の加速化」に特化した「コミュニティ復興支援事業」のご紹介
- ③質疑応答を経ながら理解を深め、復興加速に向け自身の町内会等で宣伝・活用検討を。

平成 31 年度まちづくり事業支援交付金の募集について

1. 事業の主旨等

安平町まちづくりファンド(基金)を財源として、コミュニティ団体やボランティア団体等が行う地域に密着した協働によるまちづくりを推進し、地域活動の振興を図り、まちづくりへの積極的な参加を促していくことを目的として取り組む事業に対して交付金を交付する制度です。

平成 30 年度は、ソフト事業 4 件、ハード事業 11 件、計 21,389,300 の交付決定を行いました。

<平成 30 年 8 月 2 日以降の交付決定状況(これ以前の状況は広報笑顔平成 30 年 8 月号に掲載済み)>

No.	事業概要(交付団体)	交付決定額
1	安平町復興ボランティアセンターの一般社団法人化支援	500,000 円
2	雷ダルマプロジェクト出発セレモニーの開催支援	500,000 円

2. 交付の対象者

町内に住所を有する者を中心に構成されるコミュニティ団体、ボランティア団体等

3. 交付率、交付金額等

区 分	交 付 率	交付上限額
ソフト事業	対象経費の 8/10 以内	50 万円(下限 5 万円)
ハード事業		500 万円(下限 5 万円)

4. 交付対象となる事業

ソフト	①公益性を有する非営利法人化支援事業	*非営利の法人化に係る経費を支援
	②公益性を有する非営利法人の育成支援事業	*法人化後の活動経費を支援
	③地域づくり、ボランティア団体等の育成事業	*組織強化のための研修会等
	④地域振興のためのイベント事業	*実行委員会等による事業
	⑤地域文化の継承・活用のための事業	*ワークショップや記録誌制作等の事業
	⑥地域資源を活用した事業	*地域の魅力を伝える交流事業等
	⑦地域づくり活動に必要な備品整備事業	*自主防災組織等の備品整備
ハード	①地域防災・防犯活動等に資する施設整備事業	*防災倉庫等の施設整備
	②地域の会館改修等整備事業	*屋根の塗装やトイレの水洗化等
	③伝統文化の継承、歴史的施設の保全・活用に資する施設整備事業	*歴史的建物を保全しながらリニューアルし、賑わい創出の拠点とする事業等
	④観光振興に資する施設整備事業	*観光看板等の施設整備
	⑤選考委員会において助成対象と認める事業	*プレゼンテーションを経て採否を判断

5. 募集期間

ソフト事業 平成 31 年 4 月 8 日(月)以降、随時受付します

ハード事業 平成 31 年 4 月 8 日(月)から 5 月 7 日(火)まで

問合せ先	地域推進課地域推進グループ Tel29-7083
------	--------------------------

平成31年度コミュニティ復興支援事業の募集について

～従来のまちづくり支援事業交付金の『復興事業版』として新設し、
復興の加速化を目指します～

1. 事業の主旨等

平成30年胆振東部地震からの早期復興を図るため、自治会・町内会やボランティア団体等が復興に向けて実施する持続的な発展を見据えた地域コミュニティづくりに対して支援し、一日も早い地域コミュニティの再生を図り、震災前より魅力的な地域づくりを目指します。

≪事業実施期間≫2019（H31）年度から2021（H33）年度[予定]

2. 交付の対象者

- (1) 10名以上の町民で構成されたコミュニティ団体及びボランティア団体
(自治会・町内会・農事組合、NPO団体、各種ボランティア団体など)
- (2) 町内に住所を有する非営利法人（NPO法人、公益性を有する一般社団法人など）
- (3) その他町長が必要と認めた公共的団体（社会福祉協議会、商工会など）

3. 交付率、交付金額等

区 分	交 付 率	交付上限額
ソフト事業	対象経費の9/10以内	100万円（下限5万円）
ハード事業		900万円（下限50万円）

4. 交付対象となる事業

	ソフト	ハード
①地域再生計画の作成	＊専門家による講演会の開催や計画印刷費など	
②地域の元気づくりイベントの実施	＊被災地域の活性化イベントの開催など	
③子どもの学びの場づくり	＊子どもの学習活動の場所確保など	
④ふれあいの居場所づくり	＊各種サロン（カフェ、健康予防等）の開催など	
⑤地域外等との交流づくり	＊地域外の人々を地域に招待しての相互交流など	
⑥空き地等を活用した菜園・花壇づくり	＊作業道具や材料の購入、不法投棄物処分費など	
①地域コミュニティ施設等の再建		＊地域行事等で長年利用していた施設の再建など
②空き家等を活用した交流拠点づくり		＊空き家リフォーム費や必要な備品の購入など
③地域コミュニティ施設の備品整備		＊地域施設の防災等に必要な備品購入など

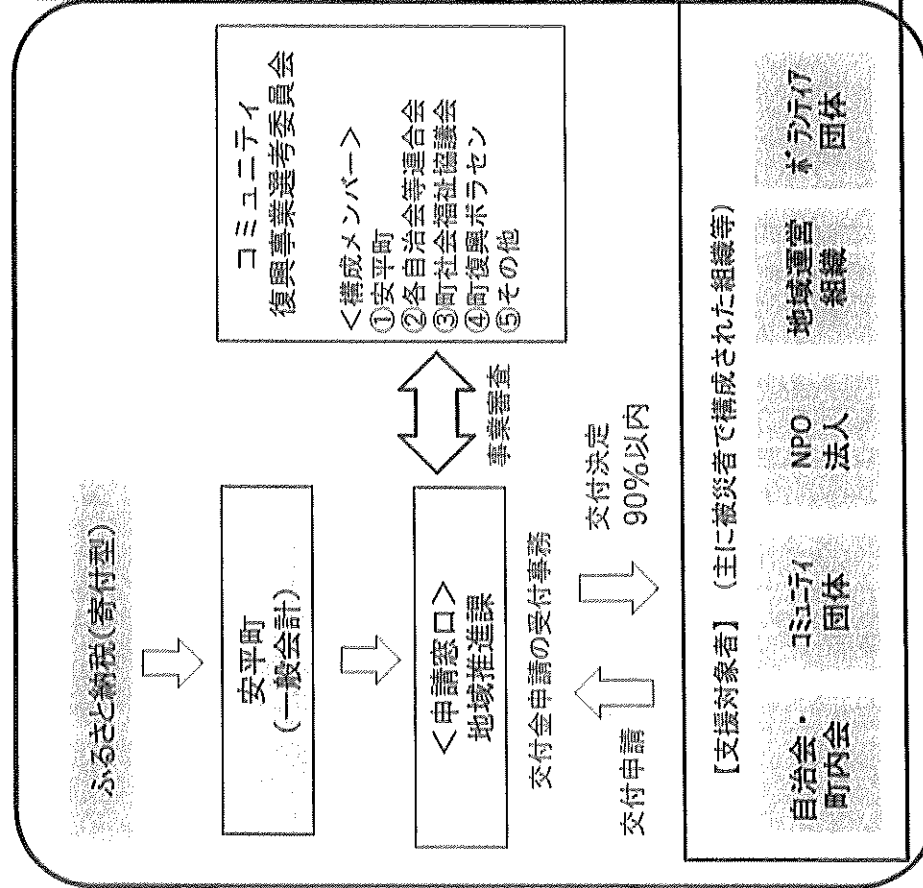
5. 募集期間及び今後のスケジュール

- (1) 募 集 期 間 平成31年4月8日（月）から5月31日（金）まで
- (2) スケジュール 平成31年6月下旬 [選定委員会での審査]
平成31年7月上旬 [交付金の交付決定]

問合せ先	地域推進課地域推進グループ Tel.29-7083
------	---------------------------

＜復興対策予算＞ 安平町コミュニティ復興支援事業 【30,000千円（H31年当初予算）】

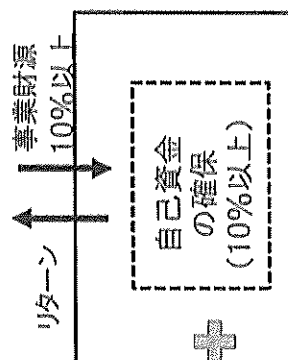
- (1) 事業内容～自治会・町内会や町民で組織化した団体自らが行おうとする復興に向けた取り組みで、地域コミュニティ維持発展に必要となる施設等の再建等の各種事業（ソフト・ハード）に対し総合的に支援する事業
- (2) 対象事業～「地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設等の再建事業」や「地域住民を元気づけるためのイベント事業」など
- (3) 対象者～自治会・町内会・農事組合、10人以上で構成されたコミュニティ団体、公益性を有する非営利法人（NPO法人等）ほか
- (4) 交付率～90%以内【交付上限額～（ハード）上限9,000千円・下限50万円、（ソフト）上限100万円・下限5万円】
- (5) 事業費～30,000千円（ふるさと納税（寄付型））【参考】ハード）900万円×3団体＝2,700万円、ソフト）100万円×3団体＝300万円



《ここがポイント》

自己資金（補助残）の確保方法に関する留意点

- ① 自主財源からの捻出
- ② 会員等からの拠出・支援
- ③ クラウドファンディングの活用
- ③の方法を活用する場合は、『あびら版町民チャレンジ応援事業』プラス『地域おこし協力隊（CF推進員）』と連携した取り組みが可能。



■クラウドファンディングのメリット

- ① 新たな資金の調達の違い
インターネット上で自分たちの活動を発信することで、不特定多数の方々からの応援を募り、お金を集めることができる仕組み。
また、多くの人の共感を得られるように事業内容やアピール方法を工夫することで、事業をブラッシュアップできる効果が期待される。
- ② 多くの人々との関わりや広がり
上記のような資金調達が可能となることで、地元に関する企業や人々など、より多くの主体がまちづくりに関わり、地域の課題解決につながることも期待できる。
- ③ まちのファンづくり
より多くの人がまちづくりに参加し、参加者のすそ野を広げることが可能となることで、これら参加者が地域のファン、まちづくりのサポーターになることも期待できる。
- ④ プロジェクトのPR
インターネットを活用する仕組みであるため、資金調達だけでなく、プロジェクト自体を広く社会に対してアピールでき、地域の人々をプロジェクトに巻き込みやすいといったメリットがある。また、プロジェクトの実施前から顧客づくり、ファンづくりを図ることが可能。

安平町コミュニティ復興事業交付金の概要（案）

～まちづくり事業支援交付金の復興事業版～

1. 交付金の趣旨

平成 30 年胆振東部地震からの早期の復興を図るため、コミュニティ団体やボランティア団体等が、復興に向けて実施する持続的な発展を見据えた地域コミュニティづくりに対して支援し、一日も早い地域コミュニティの再生を図り、震災前より魅力的な地域づくりを目指すもの。

2. 交付金の内容

－事業内容－

自治会・町内会や町民が組織したコミュニティ団体が自ら実施する復興に向けた取り組みで、地域コミュニティの維持発展に必要となる施設等の再建や交流拠点づくり、また、地域の元気づくりや地域の支え合い活動などに対して支援するもの。

－主な対象事業－

① ハード事業

被災した地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設等の再建事業、震災空き家等を活用した地域の交流拠点づくり、被災した地域における地域コミュニティに必要な備品整備に関する事業など。

② ソフト事業

被災した地域住民を元気づけるためのイベント、地域や学校と連携して実施する子どもの各種活動などの居場所づくり、被災した地域の空き地を適正に管理する目的で実施する菜園や花壇づくりなど。

－事業の対象者－

自治会・町内会・農事組合、町内に住所を置く公益性を有する非営利団体、10 人以上の町民で構成された地域コミュニティ団体。

－交付金の交付率と金額－

① ハード事業

交付率 90%以内 上限が 9,000 千円で下限が 500 千円

② ソフト事業

交付率 90%以内 上限が 1,000 千円で下限が 50 千円

あびら版町民チャレンジ応援事業委託の概要（案）

～クラウドファンディング推進事業～

1. あびら版町民チャレンジ事業委託の趣旨

震災からの復興を目指した事業の実施にあたっては、資金調達が大きな課題となっているが、クラウドファンディングは幅広い資金調達が可能であり、コミュニティ団体や町内事業者等が主体的に活動することができる仕組みであるとともに、事業の訴求力や消費者ニーズを事前に確認することができ、さらには、取り組みを通して安平町への関心を高める効果がある。

本委託事業は、志を持った町民が意欲的に挑戦する取り組みやプロジェクトの発掘、クラウドファンディングによる資金調達などのサポートを行うことにより、町民のチャレンジを応援するもので、これらを総合的に実施する企業と委託契約を締結して推進するもの。

2. 委託事業の内容

(1) クラウドファンディングの普及啓発

町内のコミュニティ団体や事業者等を対象として、クラウドファンディングの活用に関するセミナーや相談会を開催し、制度及び活用方法についての情報提供を行う。

(2) プロジェクトの発掘と事業組み立てサポート

クラウドファンディングによる資金調達や事業そのものの実現性が高いプロジェクトを有する町内事業者等を発掘し、事業者等が検討している事業計画が、クラウドファンディングに適しているかどうかの判断をするための調査及び事業計画の改善支援を行う。

(3) コミュニケーションサイトの開設

クラウドファンディングを実施していくためには、コミュニケーションサイトが必要となるが、まずは安平町公式 HP に「(仮称) あびら版町民チャレンジサイト」を設け、町内で実施しているクラウドファンディングを活用する事業の紹介を行い、そこを通じてクラウドファンディングのサイトにつなげるためのサポートを行う。

将来的には、あびら版のクラウドファンディングサイトの構築を目指していく。

3. 委託事業実施の効果

委託事業の実施により、意欲のある町民の活動に対するクラウドファンディングを利用した資金調達の可能性が広がり、空き家・空き店舗の活用や被災地に活気を取り戻すための事業の実施、子育て支援やまちづくり事業などの手段として活用されることが期待できる。

<クラウドファンディングの活用例>

- ・町内企業の新規商品開発や特産品開発のための資金調達
- ・空き店舗等を活用した起業創業のための資金調達
- ・震災空き家を活用したコミュニティ団体の交流拠点づくりのための資金調達 など

※主なクラウドファンディングサイト

Readyfor、CAMPFIRE、MAKUAKE、FAAVO、JapanGiving など

地域共生社会の実現に向けて

平成31年3月13日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

梅本 政隆

問題意識

人口減少、家族形態の変容により...

- 制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題の存在(複合課題、制度の狭間...)
- 社会的孤立・社会的排除への対応
- 「支え手側」と「受け手側」が固定化
- 地域の「つながり」の弱まり
- 地域の持続可能性の危機

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。
→ ①地域づくりの取組み(「我が事」に変えていくような働きかけ)

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*) → ②住民の相談を分野を問わず包括的(丸ごと)に受け止める場の整備

(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制 → ③相談支援機関が協働して(複合課題も含め)課題の解決に取り組むネットワーク体制の整備

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

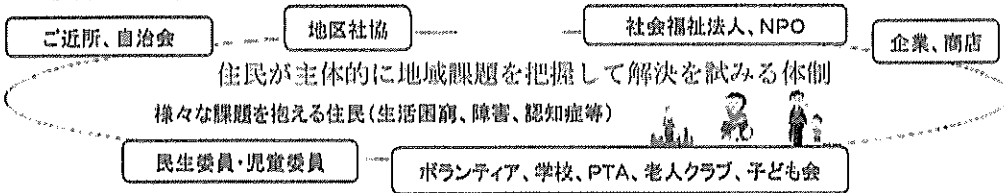
※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算額(案) 28億円(200自治体)
平成30年度予算額 26億円(150自治体)

(1) 地域力強化推進事業(補助率3/4)

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援

[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)



[2] 地域の課題を包括的に受け止める場(※)

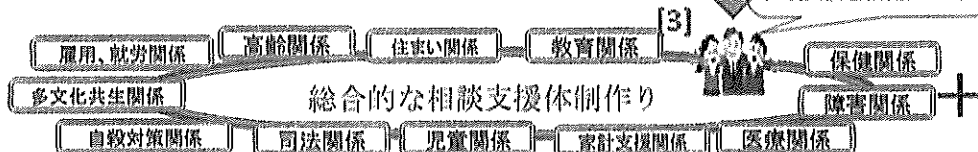
※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

ミッドセンリー福祉推進プラン
(H20.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

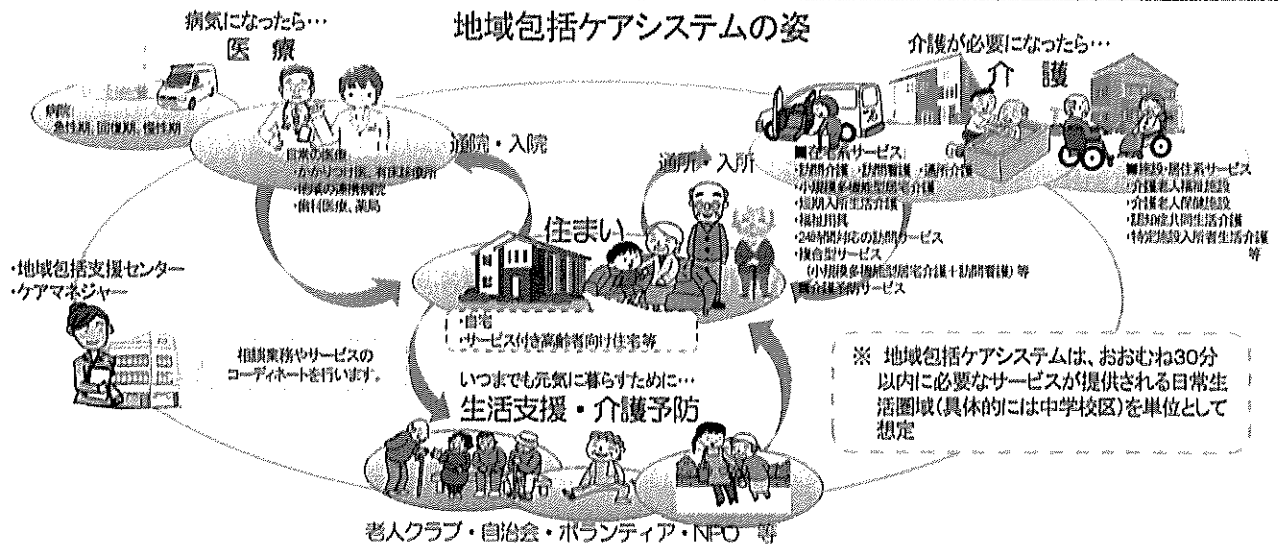
世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。

住民に身近な圏域

市町村圏域

地域包括ケアシステムの構築について

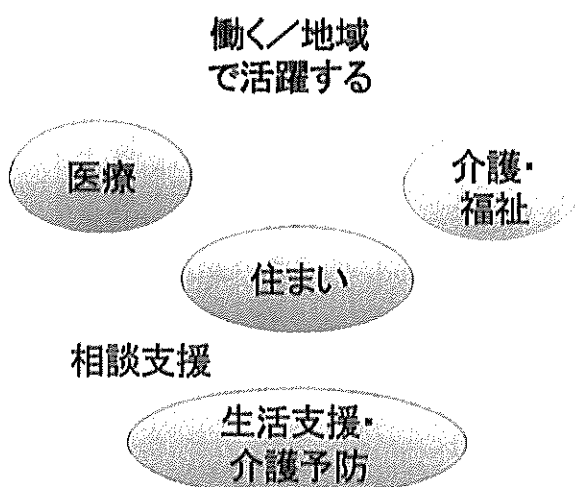
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



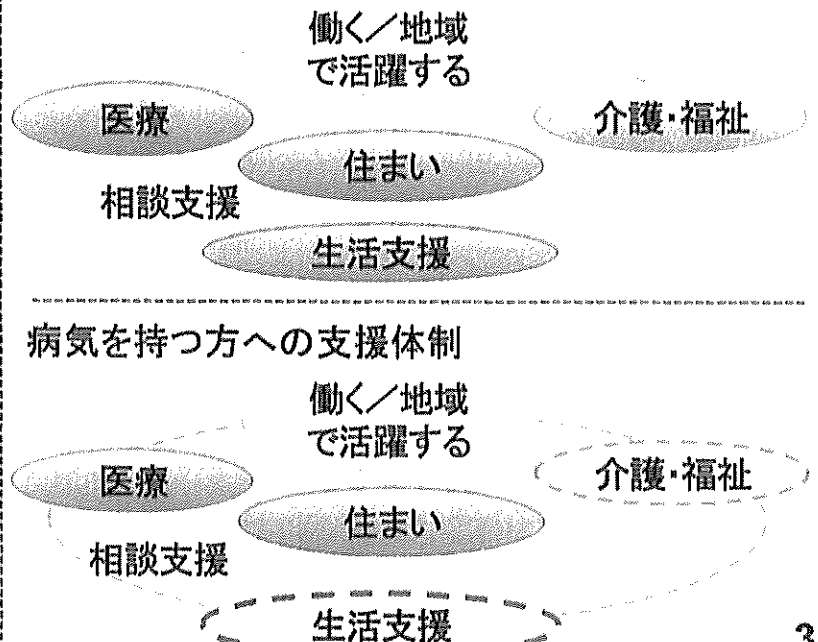
包括ケアの構造

- 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることを支えるという地域包括ケアの理念は、高齢者以外にも普遍化でき、必要な生活機能も類似。すべての人への地域包括ケアを構築していく。
- ただし、高齢者では「働く」という視点が弱い。病気を持つ方でも、福祉や生活支援、相談支援といった機能が必要になってくる。

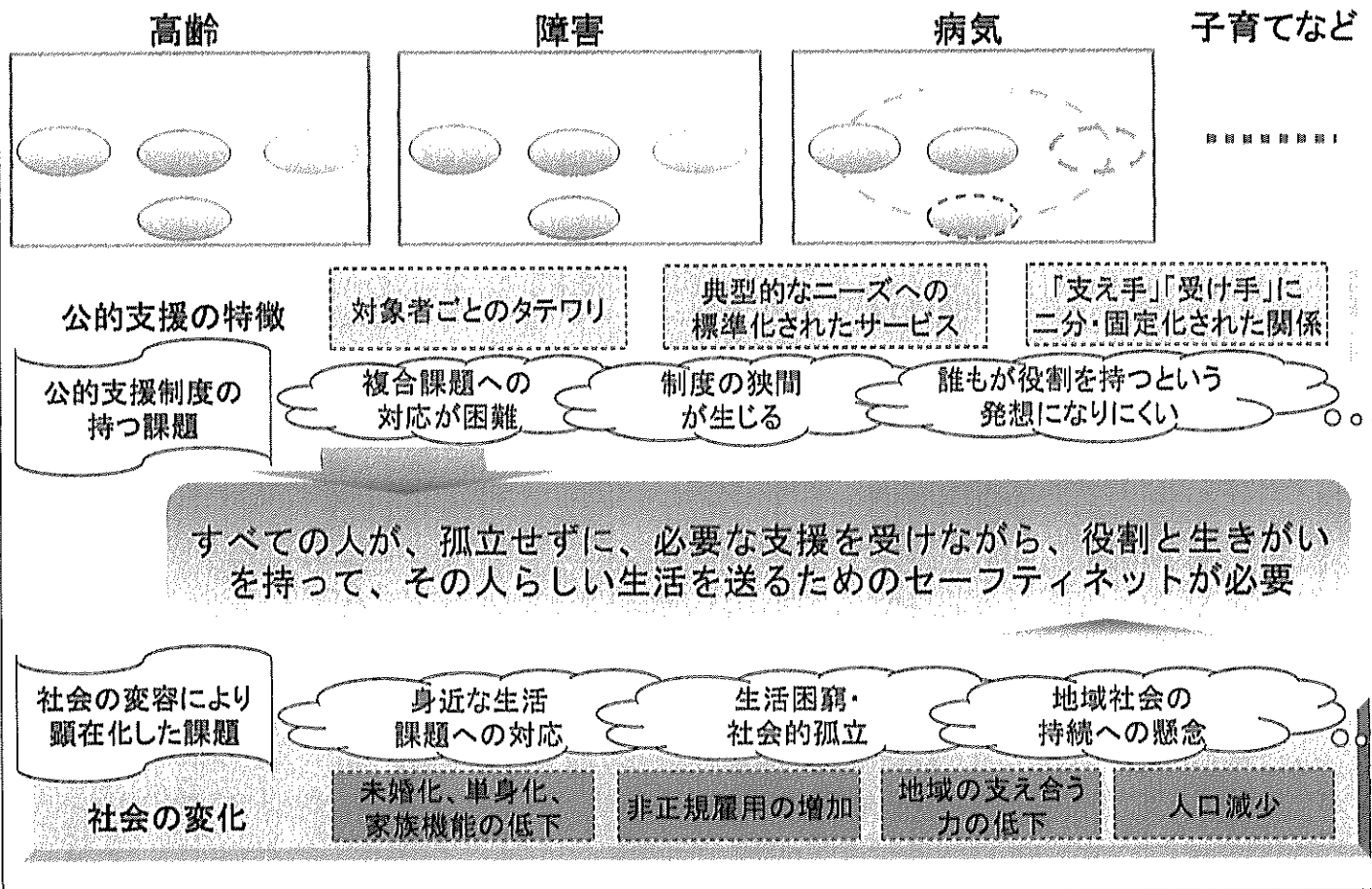
高齢の方への支援体制



障害のある方への支援体制



すべての人への地域包括ケアのために必要な基盤



地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

支え・支えられる関係の循環

～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における人と資源の循環

～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



（包括的な支援体制の整備） ※改正による新設

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

地域づくりの取組

【1】地域づくりの取組（「我が事」に変えていくような働きかけ）

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

住民の相談

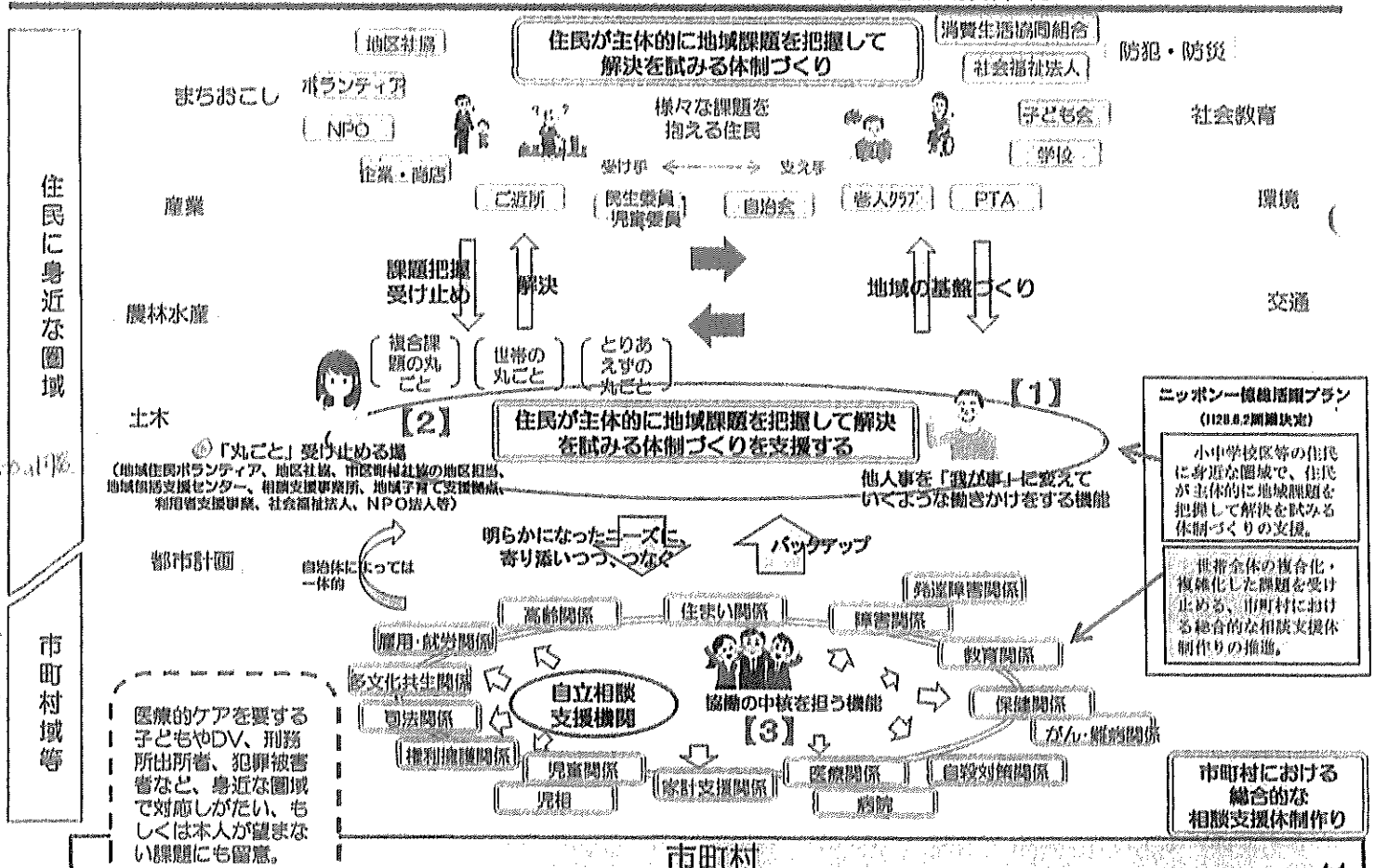
【2】住民の相談を分野を問わず包括的（丸ごと）に受け止める場の整備

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

【3】相談支援機関が協働して、（複合課題も含め）課題の解決に取り組むネットワーク体制の整備

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



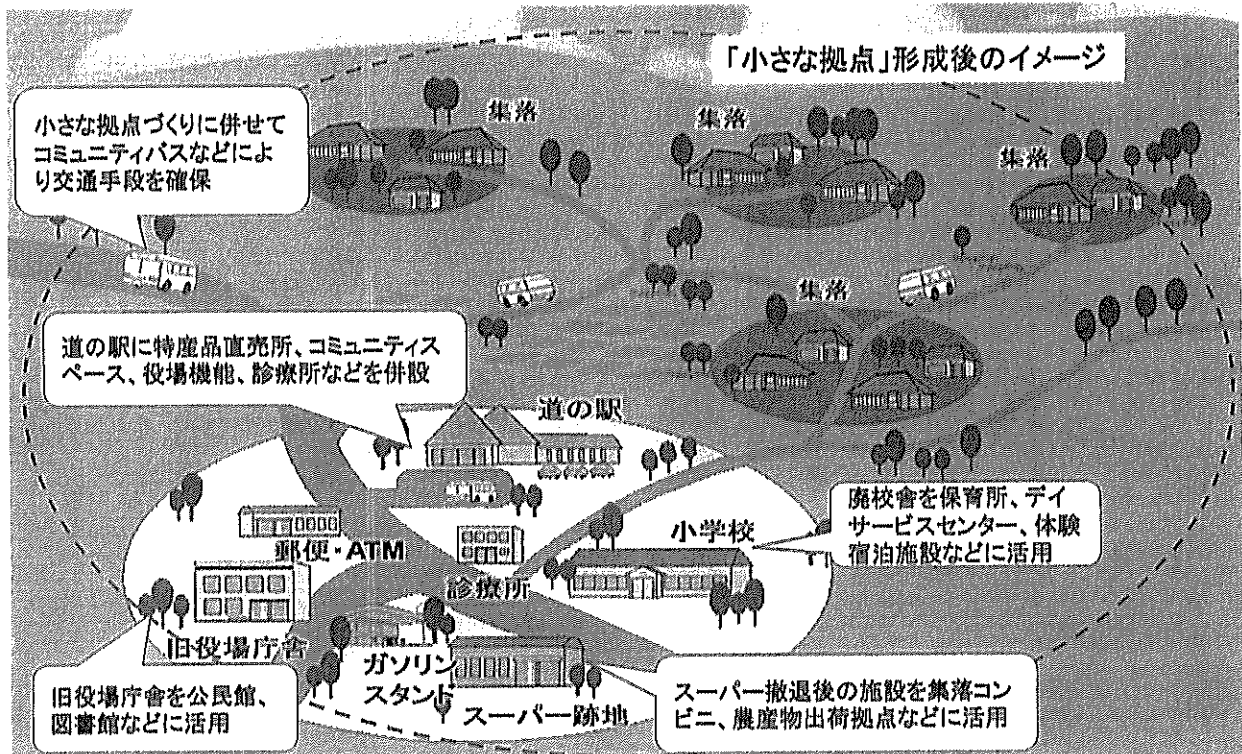
平成28年9月26日
小さな拠点・地域運営組織の形成に
関する都道府県担当者説明会

小さな拠点・地域運営組織の形成に関する取組

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

「小さな拠点」とは

小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集約・確保し、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組

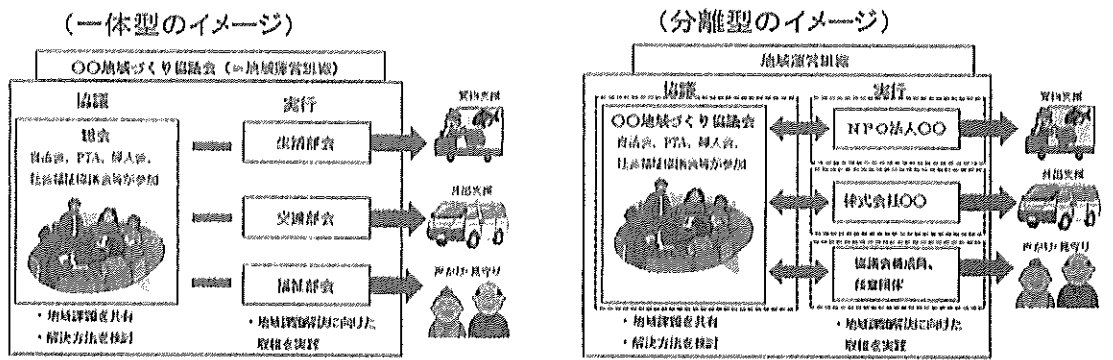


「地域運営組織」とは

暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書より
 《平成28年3月 総務省》

地域運営組織とは

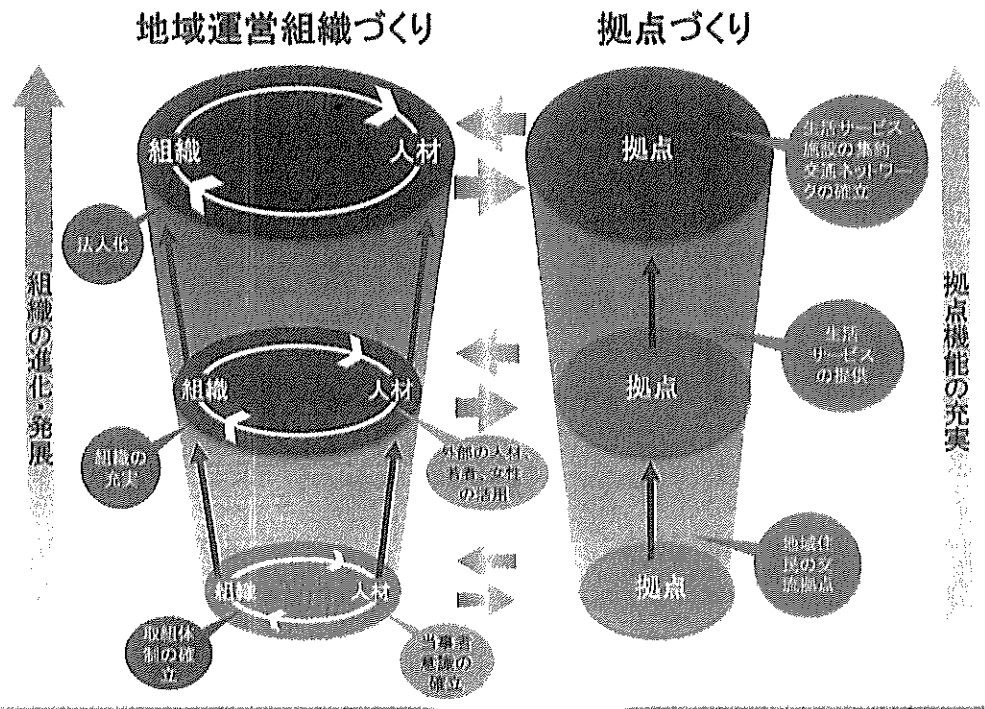
- 地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が 定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織
- 地域運営組織の組織形態としては、協議機能と実行機能を同一の組織が合わせ持つもの（一体型）や、協議機能を持つ組織から実行機能を切り離して別組織を形成しつつ、相互に連携しているもの（分離型）など、地域の実情に応じて様々なものがある



活動実績

- 活動範囲は主に「小学校区(旧小学校区)」(概ね昭和の大合併で消滅した旧村エリア)
- 全国で1,680組織(494市町村)
- 現在、一部または全域に地域運営組織が存在しない市町村においても、88%の市町村(有効回答1,093市町村のうち965市町村)が必要性を認識
- 主な活動内容は高齢者交流、声かけ・見守り、外出支援、配食支援、買物支援など幅広い
- 主な収入源は市町村補助金、会費、利用料であり、財政基盤が脆弱

「小さな拠点」づくりを進めるにあたってのポイント



地域住民による活動のステップ



地域住民の暮らしの拠点形成

「小さな拠点」づくりに向けた地域住民による活動ステップ

ステップ①
【意識の喚起—内容的な計画づくり】

○地域住民による集落生活圏の将来ビジョン（地域デザイン）の策定
・今後の地域の在り方について、地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）を策定します。

ステップ②
【取組体制の確立】

○地域住民が主体となった持続的な取組体制（地域運営組織）の形成
・持続可能な地域づくりのために、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となり、役割分担を明確にしながら、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成します。

ステップ③
【生活サービスの維持確保】

○日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保、
周辺集落との交通ネットワークの確保
・日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結ぶとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等が提供する生活サービスの多機能化、生活サービスを持続していくための物流システムの構築等を推進します。

ステップ④
【仕事・収入の確保】

○地域にあった多機能型のコミュニティビジネスの振興、
地域経済の円滑な循環の促進
・コミュニティビジネスを振興し、小さくとも地域に合った自立的な事業を積み上げ、地域経済の円滑な循環を促します。（複数の事業を組み合わせる実施する取組や横断的なビジネスを実行する人材の確保を推進する必要があります。）

地域の課題解決を目指す地域運営組織 — その量的拡大と質的向上に向けて — 中間とりまとめ（概要）

（1）地域運営組織の多様性とその分類

□ 地域運営組織は、「協議機能（地域課題を共有し、解決方法を検討）」と「実行機能（地域課題解決に向けた取り組みを実践）」を有する組織で、協議機能と実行機能を同一の組織が併せ持つ「一体型」と協議機能と実行機能を切り離れた「分離型」がある。

